

# 当金庫との取引に当たって、お客様の 個人番号・法人番号をいただく場合があります

## 平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します！

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。  
マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12桁）が与えられ、  
社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13桁）が与え  
られます。

## 平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成27年10月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。  
個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手續  
き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てず  
に厳重に保管してください。

法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

## 当金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等  
へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

当金庫においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号をいただく場合がご  
ざいますので、ご協力のほどよろしく願いいたします（※法令で定められた手続き以外に  
利用することはありません）。

<お問合せ先>

北伊勢上野信用金庫 業務部

電話 番号:059-354-9971

F A X 番号:059-353-9700